

和泉個審答申第 1 号
平成29年10月11日

和泉市長 様

和泉市個人情報保護審査会
会長 森口 佳樹

個人情報開示等の決定に対する審査請求について（答申）

平成29年9月6日付け諮問第2号で諮問のありました個人情報開示等の決定に対する審査請求について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件審査請求を棄却するべきである。

2 審査請求の内容

和泉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、審査請求人が実施機関に開示請求をした「審査請求人の兄の住所が記載された書類」について、実施機関が条例第21条第2号の規定に該当するとして非開示としたこと（以下「原処分」という。）に対して、当該決定を取り消すとともに非開示になるように誘導した当該担当職員の不誠実な行動について事実関係の調査を求めるものである。

3 審査請求人の主張の概略

審査請求人の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 原処分を取り消す裁決を求める。
- (2) 死亡した親の個人情報を開示請求したかったにもかかわらず、実施機関の担当者の誘導により兄の住所と記載して開示請求したところ、非開示とされたことについて、事実関係の調査を求める。
- (3) 親が要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付制度（以下「リバースモーゲージ」という。）を利用するに至った書類として、リバースモーゲージによる不動産の評価及び貸付金の残額が分かる資料の開示を求める。
- (4) リバースモーゲージを利用する際に必要とされる書類のうち、推定相続人が同意したことが分かる資料の開示を求める。

以上のとおり、実施機関の誘導により行った個人情報開示請求に係る非開示決定は取り消されるべきである。併せて、上記（2）の事実関係の調査並びに（3）及び（4）の資料の開示を求める。

4 実施機関の主張の概略

実施機関の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 本件審査請求を棄却する裁決を求める。
- (2) 審査請求人の兄の住所について、審査請求人から個人情報開示請求があったが、個人の尊厳に基づく基本的人権を尊重する立場から、正当な権利利益を保護するために、条例第21条第2号の規定により非開示の決定を行った。
- (3) 審査請求人に対し、親の相続に関して兄の住所が必要であれば、個人情報開示請求ではなく、戸籍の附票の写しを請求することにより兄の住所を調べることができる旨の説明を行った。
- (4) 条例に基づき審査請求人の兄の住所を開示請求しても非開示決定になることや、兄の住所を調べる方法については、実施機関から審査請求人に説明したが、審査請求人が自ら兄の住所の開示請求を選択したのであり、実施機関が誘導したものではない。

以上のとおり、実施機関が非開示決定としたことについては、妥当である。また、実施機関担当者による誤った誘導を行った事実はない。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

- (1) 個人情報開示等請求書の記載内容について

個人情報開示等請求書には「親の相続問題のため、連絡先が知りたいので、審査請求人の兄の住所が記載された書類」を請求する旨記載されている。

この記載内容について、審査請求人は、これは実施機関の担当者の誘導により記載させられたものであり、本来開示請求したかったのは、「親がリバースモーゲージを利用するに至った書類として、リバースモーゲージによる不動産の評価及び貸付金の残額が分かる資料」であったと主張する。

これに対し、審査請求人が開示請求時に親の個人情報ではなく、兄の住所を請求したことや実施機関が兄の住所を調べる他の方法を説明したが、審査請求人が自ら兄の住所を開示請求することを選択したと主張するものであり、実施機関による誘導ではないと主張する。

当審査会は、処分に基づく審査請求の判断及び条例の運用に関する意見答申を行う機関であり、審査請求人が主張する事実関係の調査を行うことに限界がある。

このため、当審査会としては、個人情報開示等請求書の記載内容に対して、実施機関が条例第21条第2号に該当するとして非開示決定を行ったことについて、その妥当性を審議するものである。

- (2) 原処分の妥当性について

原処分の妥当性を審議するに当たり、非開示とした個人情報が条例第21条第2号に該当するかについて検討する。

実施機関が取り扱う個人情報、当然に本人に開示されるべきものであるが、例外的に開示しないことができる個人情報が記載されているものについては、開示請求があっても、実施機関は条例第21条に基づき開示しないことができる。

条例第21条第2号は、開示請求のあった個人情報に本人以外の者に関する情報が含まれている場合には、個人の尊厳に基づく基本的人権を尊重する立場から、本人以外の者の正当な権利利益を保護するために開示しないことができることを定めた規定である。

今回、審査請求人から開示請求のあった個人情報は、本人以外の者（兄）に関する情報であり、条例第21条第2号の規定により、その情報は非開示となるものである。

したがって、本件個人情報が条例第21条第2号に該当するとして、これを非開示とした実施機関の決定は妥当である。

なお、条例に基づき個人情報の開示を求めるのであれば、理由に関係なく、開示請求の手續は必要となる。

(3) 請求に係る事実関係について

実施機関の担当者による誘導の有無については、事実関係が客観的に明らかではないものであり、審査会において事実関係の調査を行うことに限界がある。

(4) 反論書による追加の開示請求について

審査請求人は、反論書において、リバースモゲージを利用する際に必要とされる書類の開示を求めているが、この点については、通常どおり条例に基づき、新たに開示請求を行う必要がある。

6 結論

本件個人情報開示請求に対応する公文書につき、非開示と決定した処分の取消請求は棄却すべきである。また、その他の請求は市政運営のあり方に関する苦情等であり、当審査会の調査の対象外である。

以上のとおりであるので、「1 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(参考) 個人情報開示等請求・審査請求等の経過

日付	処理内容
平成29年4月6日	個人情報開示等請求
平成29年4月17日	非開示決定
平成29年6月26日	審査請求
平成29年8月29日	諮問書及び関係資料の一式受理
平成29年9月6日	○審査会開催 ・事務局の経過説明、質疑応答 ・審議
平成29年10月11日	実施機関への答申